

平成22年第3回美祢市議会定例会会議録(その1)

平成22年9月1日(水曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	佐々木 隆 義
17番	原 田 茂	18番	村 上 健 二
19番	河 村 淳	21番	南 口 彰 夫
22番	安 富 法 明	23番	徳 並 伍 朗
24番	竹 岡 昌 治	25番	布 施 文 子
26番	秋 山 哲 朗		

2.欠席議員

20番 大 中 宏

3.出席した事務局職員

事務局 長 重 村 暢 之 主 査 岩 崎 敏 行
係 長 岡 崎 基 代

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波 佐 間 敏	総合政策部長	田 辺 剛
市民福祉部長	山 田 悦 子	建設経済部長	伊 藤 康 文
総合観光部長	山 本 勉	美 東 総 合 支 所 長	藤 井 勝 巳
秋 芳 総 合 支 所 長	杉 本 伊 佐 雄	総 務 部 次 長	福 田 和 司
総 務 部 長	倉 重 郁 二	総合政策部長	奥 田 源 良
財 政 課 長	末 岡 竜 夫	企画政策課長	
総合政策部長		総合政策部長	松 野 哲 治
地域情報課長		商 工 労 働 課 長	

市民福祉部 地域福祉課長	田代裕司	市民福祉部 生活環境課長	佐々木郁夫
教育長	永富康文	病院事業者 管理	内藤克輔
代表監査委員	三好輝廣	消防長	坂田文和
会計管理者	久保毅	上下水道事業 局長	中村弥壽男
教育委員会 事務局 局長	金子彰	病院事業 局長	藤澤和昭
監査委員 局長	西山宏史	建設経済 部長	斉藤寛
建設経済 部長	秋枝秀稔	建設 課長	矢田部繁範
農林課長			

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 平成 21 年度美祢市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 4 議案第 2 号 平成 21 年度美祢市病院等事業会計決算の認定について
- 日程第 5 議案第 3 号 平成 21 年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 4 号 平成 22 年度美祢市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 議案第 5 号 平成 22 年度美祢市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 議案第 6 号 平成 22 年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 7 号 平成 22 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 8 号 平成 22 年度美祢市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 11 議案第 9 号 美祢市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 10 号 美祢市道の駅みとうの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 11 号 美祢市美東都市と農村交流の館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 12 号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について

- 日程第 15 議案第 13 号 美祢市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第 16 議案第 14 号 市道路線の認定について
- 日程第 17 議案第 15 号 市道路線の変更について
- 日程第 18 議案第 16 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 19 請願 1 件

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより、平成22年3回美祢市議会定例会を開会いたします。

最初に、議員の皆様には交通安全につきましてお願いをいたします。

本市におきまして、7月から8月にかけて、交通死亡事故が多発したことに伴い、去る8月12日に美祢市交通安全対策協議会臨時総会を開催し、交通事故の撲滅に向けて市民総ぐるみで取り組んでいくことを確認いたしました。

美祢署管内の交通死亡事故は、今年8月12日現在において6件発生しており、人口10万人当たりで換算すると県内ワースト1となっています。

厳しい現状を認識し、議員の皆様も、交通事故には十分御留意をしていただきたいと思えます。

この際、村田市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 議長にお許しをいただきましたので、議案の説明に先立ちまして、JR美祢線の現状について御報告させていただきます。

御案内のとおり、7月の豪雨災害において、市内各地で未曾有の被害が発生したところではありますが、JR美祢線においては、厚狭川を渡る橋梁が流失など、数カ所において甚大な被害が発生したところがあります。

しかしながら、JR西日本からは今日に至るまで具体的な復旧計画が示されておらず、運行再開のめどが立たない状態が続いております。

災害発生後7月22日には、JR西日本広島支社次長と直接お会いをいたし、美祢線の早期復旧の要望をいたしたところでございます。

併せまして、美祢線復旧までの間、市民の足確保に不足のないような代行バス運行につきまして強く要請をいたしました。

これによりまして、JR西日本におかれましては、代行バスを運行され、市といたしましても、JR西日本に申し入れをいたしました厚狭・美祢駅間につきまして、国道316号ルートと県道33号ルートの2系統が確保されるまでの間、7月26日から8月6日まで、厚保駅・美祢駅間の無料シャトルバスを運行するなど、利用者の皆様の交通の利便性の確保に努めてまいったところでございますけれども、

通勤・通学に美祢線を御利用の皆様を初め、市民の皆様におかれましては、今後の成り行きを御心配のことと拝察をしておる次第でございます。

こうした状況の中、県におかれましては、8月5日にJR西日本広島支社、8月6日には、大阪のJR西日本本社に対し、早期復旧を要望されたところではありますが、8月11日の県知事定例記者会見において、二井知事がこの要望の際に、JR西日本から美祢線は近年の利用状況により、本来的には廃止をしたい路線と位置づけているというような大変厳しい指摘があり、地元として、利用促進策も出しながら、早期復旧を求めていく姿勢が非常に重要になってきているというような趣旨の発言をされておられます。

この知事の発言を受けまして、JR美祢線関係3市、すなわち我々美祢市、長門市、山陽小野田市の私を含めます3市長が8月12日に県庁に出向きまして、今後は関係3市と県が相互に連携をとりながら、JR美祢線の早期復旧に取り組んでいることを確認をしたところであります。

その主たる内容は、県がJR美祢線の復旧工事への協力などハード面を担うこと、また、地元3市は、利用促進というソフト面を担いまして、短期間にJR西日本に早期復旧を要望するというものというものでございます。

これを受けまして、本市におきましては、県庁へ出向きました翌日の8月13日に林副市長をチーフといたしますプロジェクトチームを立ち上げ、JR美祢線の利用促進策の検討を開始をいたしました。

なお、隣の長門、山陽小野田市におきましても、同様の取り組みをしておられるというふうにお伺いしております。

今後、美祢市が中心となって、県と関係3市の行政以外の関係者、とりわけ議会を交えることを私は県に行きまして強く主張したわけでございますけれども、議会等の関係者も含めたJR美祢線の復旧利用促進の協議会を組織し、具体的な利用促進策を打ち出して、早期復旧を要望したいというふうに考えております。

従いまして、近々にでき得れば、今週中にも長門、山陽小野田市の両市長に当美祢市にお越しをいただきまして、具体的な取り組みを合意をいたすこととしております。

また、先月の8月27日に開催をされました、周南市で開催されたものですが、山口県市長会におきまして、会議の冒頭、私より美祢線復旧への支援を県内全市長

へ強くお願いをいたしたところでございます。

申すまでもなく、ＪＲ美祢線は、石炭、石灰の貨物輸送を通じて本市の発展に大きく寄与し、通勤・通学で市民の皆様に広く利用されてきた本市にとりまして、かけがえのない貴重な財産であり、地域公共交通の柱に位置づけているものでもありますし、また、県の幹線鉄道でもあります。

今後、地元である美祢市を中心といたします３市が前面に立って県と連携をいたし、県内他市の応援を得ながら、ＪＲ美祢線の早期復旧に向けて全力を挙げて取り組んでまいり所存でございますので、市議会の皆様、市民の皆様方の御理解、御協力をお願いを申し上げまして、ＪＲ美祢線の現状報告とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） これより会議に入ります。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。本定例会に、本日までに送付してございますものは、執行部より議案第１号から議案第１６号までの１６件と監査委員より、美祢市公営企業会計決算審査意見書でございます。

また、事務局からは、会議予定表と一般質問順序表でございます。

本日机上に配付してございますものは、議事日程表（第１号）と議案付託表、請願文書表の３件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８０条の規定により、議長において、岩本明央議員、下井克己議員を指名いたします。

日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から９月２４日までの２４日間といたしたいと思いません。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、24日間と決定いたします。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に送付いたしております予定表のとおりでありますので、御了承をお願いいたします。

日程第3、議案第1号から日程第18、議案第16号までを、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日提出をいたしました議案16件について御説明申し上げます。

議案第1号は、平成21年度美祢市水道事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

水道事業は、「清浄にして豊富低廉な水の提供を図り、もって公共衛生の向上と生活環境の改善とに寄与する。」という水道法の基本理念に基づき、水道施設や管理の計画的な整理、改良を行い、適正かつ効率的な維持管理を実施し、安全な水道水の安定持続供給に努めてまいっております。

さて、水道事業を取り巻く経営環境は、景気の後退による節約意識が反映される中で、水需要が減少傾向にあり、一段と厳しい状況下にあります。

こうした状況下での経営における決算概要のうち、まず、収益的収入及び支出であります。上水道事業収益が2億1,911万238円、簡易水道事業収益が1億3,234万9,510円で、収入合計は3億5,145万9,748円であります。

これは前年度と比較して750万2,483円の減収となり、率にして2.1%の減となりました。

この減収の主なものは、上水道給水収益の減であります。

次に、支出としましては、上水道事業費が2億6,839万3,964円、簡易水道事業費が7,934万294円で、支出合計は3億4,773万4,258円あります。

これは、前年度と比較して358万3,228円の増となり、率にして1%の増となりました。この増額の主なものは、配水及び給水費の増であります。

この結果、平成21年度における収益的収支は372万5,490円の利益となり、消費税抜きの当年度純利益は、205万2,743円となりました。

従いまして、この純利益に前年度繰越利益剰余金3,208万2,011円を加えた3,413万4,754円が当年度未処分利益剰余金となり、これを法定積立金であります減債積立金に103万円積み立て、その残額の3,310万4,754円を繰越利益剰余金として、翌年度に繰り越すものであります。

次に、資本的収支及び支出であります。収入が2,361万円に対し、支出が2億651万5,494円となり、収入減が支出額に不足する額1億8,290万5,494円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしたところであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、上水道事業では、上水道ポンプ場送水設備改修工事に803万2,500円を、簡易水道事業では、於福簡易水道区域拡張工事に1,115万1,000円を執行し、水道施設の整備充実を図ったところであります。

以上、平成21年度美祢市水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いするものであります。

議案第2号は、美祢市病院等事業会計決算の認定について報告し、市議会の認定を求めるものであります。

合併後2年目にあたる平成21年度におきましては、平成21年3月に、専門有識者からなる「美祢市病院事業あり方検討委員会」の答申に基づいて策定をした「美祢市病院事業経営改革プラン」に沿った経営健全化に向けての取り組みを強化してきたところであります。

具体的には、平成21年度に、「訪問看護ステーションみね」と「美秋訪問看護ステーション」を統合し、「美祢市訪問看護ステーション」といたしましてスタートをさせました。また、平成22年4月には、地方公営企業法一部適用から全部適用に移行するなど、この「経営改革プラン」に基づいた経営改善を進めているところであります。

今後とも、市民に信頼され、支えられる自治体病院としての機能をさらに充実させるとともに、地域の中心的な医療・介護の施設として地域に密着し、安全で質の高い医療・介護を提供していきたいと考えております。

それでは、平成21年度の病院等事業の実績について御説明いたします。

まず、業務量につきまして、美祢市立病院におきましては、入院が4万7,787人、外来が5万4,456人、美祢市立美東病院におきましては、入院が3万5,165人、外来が5万2,566人、介護老人保健施設グリーンヒル美祢においては、短期入所を含む入所が2万3,884人、通所が4,507人、また、美祢市訪問看護ステーションの利用者は4,372人となっております。

次に、決算額について御説明いたしますと、収益的収支におきまして、収入では、病院事業収益37億9,033万4,119円、介護老人保健施設事業収益3億4,057万5,852円、訪問看護事業収益3,928万1,309円で、総額41億7,019万1,280円となりました。

一方、支出では、病院事業費用38億1,770万9,423円、介護老人保健施設費用3億3,322万3,563円、訪問看護事業費用4,036万6,354円で、総額41億9,129万9,340円となりました。

この結果、損益計算書において2,213万7,901円の当年度純損失を生じ、この純損失と前年度繰越欠損金13億1,654万8,114円と合わせた13億3,868万6,015円が、当年度未処理欠損金となります。

この処理につきましては、全額を翌年度繰越欠損金とするものであります。

次に、資本的収支であります。収入では、病院事業資本的収入として、企業債が8億2,900万円、負担金が2億7,617万3,687円、国庫補助金が787万5,000円で、合計11億1,304万8,687円となり、介護老人保健施設事業資本的収入として、出資金の3,000万円で収入の総額は11億4,304万8,687円となりました。

一方、支出では、病院事業資本的支出として、建設改良費で9,718万9,282円、企業債償還金が10億6,356万1,280円で、合計が11億6,075万562円となり、介護老人保健施設事業資本的支出として、企業債償還金が2,464万9,576円となり、支出の合計は11億8,540万138円となりました。

なお、翌年度に繰り越される支出の財源に充当する額3,832万5,000円を除いた資本的収入額が資本的支出額に対して不足をする額8,067万6,451円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

病院事業を取り巻く環境はまことに厳しいものがありますが、今後も引き続き、経営改革プランに基づいた取り組みを行うことで、経営の改善を図るとともに、市民の皆さんに質の高い安全で安心できる医療を提供し続けてまいりたいと考えております。

以上、平成21年度美祢市病院等事業会計決算について、御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いをします。

議案第3号は、平成21年度美祢市公共下水道事業会計決算について報告し、市議会の認定を求めます。

公共下水道事業は、公営企業としてスタートして2年目の年であり、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を目指し、下水道の整備を進めているところであります。

初めに、経営における決算概要のうち、まず、収入的収入及び支出であります、営業収益が1億5,735万3,865円、営業外収益が3億2,522万7,000円で、収入合計は4億8,258万865円であります。

これは前年度と比較して1,218万6,765円の増収となり、率にして2.6%の増となりました。この増収の主なものは、営業外収益の他会計補助金の増であります。

次に、支出といたしましては、営業費用が2億9,258万9,348円、営業外費用が1億5,634万5,646円で、支出合計は4億4,893万4,994円であります。

これは前年度と比較して1,313万7,293円の減となり、率にして2.8%の減となりました。

この減額の主なものは、営業外費用の支払い利息及び企業債取扱諸費の減であります。

この結果、平成21年度における収益的収支は、3,364万5,871円の利益となり、消費税抜きの当年度純利益は3,556万6,890円となりました。

続いて、この純利益に、前年度繰越利益剰余金5,255万6,045円を加えた4,082万2,935円が当年度未処分利益剰余金となり、これを法的積立金であります減債積立金に1,779万円を積み立て、その残額の2,303万2,

9 3 5 円を繰越利益剰余金として翌年度に繰り越すものであります。

次に、資本的収入及び支出であります。収入が5億1,166万5,400円に対し、支出が6億9,019万1,421円となり、収入額が支出額に対し不足する額1億7,852万6,021円は、過年度損益勘定留保資金等で補てんしたところであります。

事業の主なものを御説明いたしますと、大嶺町羽永準幹線管渠布設工事に1,578万1,500円、伊佐町下村上準幹線管渠布設工事に1,029万円を執行し、下水道の整備を進めてまいりました。

以上、平成21年度美祢市公共下水道事業会計決算について御説明申し上げましたが、別に監査委員の意見書を付しておりますので、よろしく御審議の上、認定賜りますようお願いするものであります。

議案第4号は、平成22年度美祢市一般会計補正予算(第4号)についてであります。

このたびの補正は、6月、7月に発生いたしました集中豪雨により発生した災害に係る被災者の復興支援対策費及び災害復旧工事等に早急に取り組む必要があることから、これに要する災害復旧関連経費につきまして補正をするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、災害対応した職員の時間外勤務手当975万9,000円を、民生費では、被災者復興支援対策費として、県の制度を活用した被災者生活再建支援事業6,600万円を計上するとともに、床上浸水の被害を受けられた家屋以上を対象に、市独自の被災者復興支援対策として6,741万円を計上いたしております。

次に、衛生費では、リサイクルセンター内に仮置きしています災害ごみの処理経費や水道施設の冠水による施設復旧経費として、水道事業会計への繰出金で4,339万3,000円を、また、農林費では、小規模治山事業費として4,220万円を計上するとともに、災害復旧費では、農林施設災害復旧費として13億5,819万1,000円、土木施設災害復旧費として10億1,630万円、教育施設災害復旧費として59万円、その他公共施設災害復旧費として706万6,000円で、災害復旧費として総額23億8,214万7,000円を計上しております。

次に、歳入については、国・県支出金や災害復旧債など特定財源21億595万

3,000円を充当するとともに、一般財源として、地方交付税2億2,022万円などのほか、財政調整基金2億円を取り崩し充当することといたしております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額2億1,090万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億4,061万7,000円とするものであります。

次に、地方債の補正では、土木施設単独災害復旧事業債ほか3件を追加し、農業施設補助災害復旧事業債ほか3件につきまして、地方債の変更を行うものであります。

議案第5号は、平成22年度美祢市一般会計補正予算(第5号)についてであります。

このたびの補正は、当面必要とする経費について補正をするものであります。

まず、歳出であります。総務費では、国体推進課における職員の時間外勤務手当及び組織再編や職員の削減を補完するための臨時職員の賃金、平成23年1月からの国税連携開始に伴う電算システム構築事業などで988万7,000円を、民生費では、本年度創設された子ども手当支給に係る事務経費及び本年8月から父子家庭に支給対象が拡大された児童扶養手当で659万3,000円、衛生費は、省エネ法改正に伴う講習会受講経費3万6,000円、農林費では、補助金受給のため予算の組み替えによる臨時職員賃金や県営中山間地域総合整備事業負担金などで729万5,000円、土木費は補助事業の組み替えなどにより60万円を計上しております。

一方、歳入では、分担金、国庫支出金、県支出金の特定財源として、1,110万7,000円を計上するとともに、一般財源として地方交付税1,330万1,000円を充当することといたしております。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額2,441万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億6,502万8,000円とするものであります。

議案第6号は、平成22年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

このたびの補正は、歳出では、平成21年度の老人医療給付費の確定に伴い、国・県、社会保険診療報酬支払基金へ精算返還金として154万円及び一般会計繰

出金 3,000 円を計上し、歳入につきましては、前年度審査支払手数料交付金精算金 3,000 円と繰越金 154 万円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額 154 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 665 万 3,000 円とするものであります。

議案第 7 号は、平成 22 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

このたびの補正は、歳出では、平成 21 年度の介護保険給付費等の確定に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払基金へ精算返還金として 2,812 万 8,000 円を計上し、歳入につきましては、繰越金を同額の 2,812 万 8,000 円を充当するものであります。

以上により、既定の歳入歳出予算の総額に、今回の歳入歳出補正額 2,812 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 4,425 万 3,000 円とするものであります。

議案第 8 号は、平成 22 年度美祢市水道事業会計補正予算（第 1 号）についてであります。

このたびの補正は、平成 22 年 7 月 15 日に発生しました梅雨前線集中豪雨により、災害復旧に要する経費と、このたびの災害を教訓に、上水道取水ポンプ場等厚狭川増水時における浸水防止対策を実施するための調査・設計等に要する経費を補正するものであります。

まず、収益的収支の支出であります。上水道事業費では、営業費用で上水道ポンプ場のモーターや制御盤等集中豪雨で被災しました施設等の復旧に要する修繕費及び職員の時間外勤務手当等として、1,211 万 4,000 円、営業外費用で他市からの給水活動の応援に要する費用として 100 万円、そして、市の事ポンプ所ポンプ制御盤が使用不能となったことによる除却費として特別損失 72 万 3,000 円を補正するものであります。

簡易水道事業費では、営業費用で厚保ポンプ所のモーター等の修繕費及び職員の時間外勤務手当として 585 万 3,000 円、厚保ポンプ所ポンプ制御盤及び遠隔装置が使用不能になったことによる除却費として、特別損失 153 万円をそれぞれ補正するものであります。

一方、収益的収支の収入であります。受益者負担・独立採算の原則の例外として、水道施設が風水害等の不可抗力により不時の被害を受けた場合の災害復旧財源を料金原価に織り込むことは、不相当との地方公営企業法の理念に基づき、災害復旧に要する経費 1,896万7,000円を一般会計から繰り入れするものであります。

この結果、収益的収支では、予定損益計算書に示してありますように、当年度純損失 205万8,000円となる見込みであります。

次に、資本的収支の支出によりまして、さきの集中豪雨による厚狭川の氾濫により、上水道取水ポンプ場及び厚保簡易水道ポンプ所が冠水し、水道を断水せざるを得なかったという事態となり、市民の皆様には大変御迷惑をおかけしたところであります。

近年の異常気象に対応し、厚狭川増水時における浸水対策を早急に行う必要があることから、この調査・設計業務に係る委託料として 3,000万円、市の事ポンプ所監視制御盤の取替工事費と厚保ポンプ所監視制御盤及び遠隔装置の取替工事費として、1,047万1,000円をそれぞれ追加計上するものであります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2億1,816万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金 2億898万1,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 918万2,000円で補てんするものであります。

議案第9号は、美祢市国民健康保険条例の一部改正についてであります。

このたびの改正は、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が、平成22年5月19日に公布され、同日施行されたことに伴い、美祢市国民健康保険条例の一部を改正するもののほか、国民健康保険法第6条に規定する国民健康保険の被保険者とししない者の規定を設けるものであります。

改正の主な内容としましては、国民健康保険法等の一部改正に伴い、本条例につきまして所要の改正を行うとともに、児童福祉法の規定により、児童福祉施設に入所している児童または小規模住宅型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のないものについて、他に医療

費を公費負担する制度があることから、国民健康保険の被保険者とししない者とする規定を設けるものであります。

議案第10号は、美祢市道の駅みとうの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。美東町大田に平成10年4月に開設いたしました「道の駅みとう」については、当初より施設使用者を公募しテナント方式として運営を行い、また、同じ敷地内に平成13年4月に開設しました「都市と農村交流の館」については、道の駅及び地域の案内役としての管理者を設置し、運営をしているところであります。

こうした中、来年5月には中国自動車道と連結をする地域高規格小郡・萩道路が美東町絵堂まで開通する予定となっており、これに併せて大田インターチェンジも設置されることにより、「道の駅みとう」の利用者の増加が見込まれることから、さらなる道の駅機能の充実及び地域情報の発信が必要になると考えております。

「交流拠点都市・観光立市」を目指す本市にとりまして、この陰陽を結ぶ高規格道路のインターチェンジに直轄をする「道の駅みとう」を美祢市の「東の玄関口」と位置づけ、より一層魅力ある道の駅とする必要があり、「都市と農村交流の館」と一体的に管理運営をする指定管理者制度を導入するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第11号は、美祢市美東都市と農村交流の館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

これは、「美祢市美東都市と農村交流の館」につきまして、開設当初から地域情報発信の拠点施設とし、道の駅及び地域の案内役としての管理者を設置し運営しているところですが、「道の駅みとう」及び「都市と農村交流の館」を、美祢市の「東の玄関口」と位置づけ、道の駅みとうと一体的に管理運営する指定管理者制度を導入するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第12号は、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてであります。

これは、平成23年4月1日より山口県市町総合事務組合で共同処理する交通災害共済事務について、光市を加えるため、地方自治法第290条第1項の規定により、規約の一部を変更することについて、市議会の議決を求めるものであります。

議案第13号は、美祢市過疎地域自立促進計画の策定についてであります。

これは、平成12年4月に10年間の時限法として施行された過疎地域自立促進特別措置法が本年3月に改正され、同法の有効期間が6年後の平成28年3月31日まで延長されたことに伴うものであり、美祢市過疎地域自立促進計画の計画期間も、改正前の同法の有効期間に併せ、平成21年度までと定めていたことから、今回平成22年度から6年間の計画を新たに策定するものであります。

本計画に基づいて行われる事業の実施に当たっては、国庫補助率のかさ上げや過疎対策事業債の発行など、さまざまな優遇措置が受けられることから、速やかに策定する必要があります。

以上により、本計画の策定に当たり、同法第6条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案第14号は、市道路線の認定についてであります。

大嶺町奥分にあります県道美祢油谷線の上麦川より、白岩間の県道改良工事竣工に伴い、旧県道を、麦川白岩線として、また、美東町大田にあります県道佐々並美東線の古屋敷より坂根間の県道改良工事竣工に伴い、旧県道を古屋敷坂根線として市道に認定したいので、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第15号は、市道路線の変更についてであります。秋芳町青景鍛冶屋にあります市道石原田線につきまして同地域のほ場整備事業に伴い、路線のつけかえが行われたことにより、起点が変更となりました。

よって、路線の変更することについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるものであります。

議案第16号は、人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてであります。

これは、平成22年12月31日をもって人権擁護委員「藤永和之」氏が任期満了となるため、後任としまして「岡崎政好」氏を新任候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求めるものであります。

以上、提出をいたしました議案16件について御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより、議案の質疑に入ります。

日程第3、議案第1号平成21年度美祢市水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第1号は、所管の委員会へ付託をいたします。

日程第4、議案第2号平成21年度美祢市病院等事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありますか。有道議員。

3番（有道典広君） 会計の貸借対照表に流動資産の中に未収金が5億9,585万円ですか、ちょっと金額が大きいんですが、その内容をちょっと教えていただければと思います。

議長（秋山哲朗君） 藤澤病院事業局管理部長。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） 只今の御質問にお答えしたいと思います。未収金でございますけども、診療報酬が2ヶ月遅れて収入されますので、この未収金の大半はその診療報酬であります。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。

3番（有道典広君） あとで紙でいただいてもいいです。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） それでは、委員会のときに未収金の明細をお渡ししたいと思います。

議長（秋山哲朗君） これ委員会が違うけどええか。委員会に提出いただきたいということでもいいですか。

3番（有道典広君） あんまりにも金額が大きいからですね。

議長（秋山哲朗君） あくまでもこれ総務企業委員会に付託されるわけですけども。
（発言する者あり）

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） 大変失礼しました。美祢市立病院と美東病院についてそれぞれお答えしたいと思います。美祢市立病院におきまして、入院の未収金額が2,988万円、個人負担が2,988万、保険が1億6,500万、外来につきまして、個人負担が360万、外来の保険診療が1億2,200万、一方、美東病院ですが、入院の個人負担の未収が1,500万、保険診療が1億2,200万、外来の個人負担が170万で、保険が3,700万、このあたりになっ

ております。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。（発言する者あり）有道議員、今監査意見書見ておられます。補足説明させましょうか。藤澤部長。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） すみません。今の御指摘のとおり、今私が言ったのは、監査意見書の55ページと57ページ、55ページが美祢市立病院で、57ページが美東病院、それで、例えば、55ページの上段の入院というのが個人負担分、外来というのが外来の個人負担分、入院保険というのが、先ほど言った入院の保険診療分です。その数字を申し上げました。

以上です。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 今の質問と今の答弁でやめたら市民は誤解を招く。約5億円の未収金があるではないかと。その未収金といえ、いかにも入院患者や外来患者が滞納しちよるんじゃないかというニュアンスで少なくとも私は瞬間的に受けとめてしまったんです。

局長の答弁は、当然2ヶ月にわたる保険請求がこのほとんどを占めているという答弁だったので、もう少しちょっと電卓弾いてもいいですから、この議場で本当に約5億のうちに、患者さんの都合や家庭の事情で未払いになっちよるのが約どの程度のパーセンテージを占めるのか、それと同時に、2ヶ月にわたる保険請求というて、国や国保やその他の企業保険も含めて請求しちよって本来入ってくるお金が何割占めているのか、そこのワンポイントだけはきちんと説明をしていただいたほうがよろしいのではないかと思います。

議長（秋山哲朗君） 藤澤管理部長。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） すみません。誤解を招くような発言であったら訂正させてください。御指摘のとおり、実は2ヶ月、保険診療って2ヶ月遅れで入りますので、5月末の時点ではどのようになっているかといえ、大体おわかりいただけたと思いますが、美祢市立病院では、トータルの未収金、この保険診療が入った後は500万円程度の未収金の残になっています。

それから、美東病院におきましては200万程度。ですから、保険診療の部分は、その大半は2ヶ月後に入りますので、瞬間的にこの3月末のときの未収金額というのが、すなわち滞納という金額ではございません。

議長（秋山哲朗君） 今の説明でいいですか。（発言する者あり）南口議員。

21番（南口彰夫君） 未収金が滞納で、がんとあるような受けとめ方になってしまったと私は、だから、それは恐らく誤解なんです。ある程度私はわかるんですけど、その8割、9割は保険請求やいろいろ形で入ってくるはずなんです。実質的な未収金はわずかなはずなんです。だから、その比率をパーセンテージで、概算でいいですから、もし今電卓がなければ電卓をやって、次の休憩の後でもいいんですけど、そこでの説明がしていただいたんが一番適切じゃないかと。

議長（秋山哲朗君） わかりました。ちょっとこの際、11時10分まで休憩しましょう。

午前10時52分休憩

.....

午前11時10分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤澤病院管理部長。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） 先ほどの御質問、未収金の額の内訳について、もう一度再度説明させていただきます。

決算書にあります5億9,500万の未収金のうち、保険診療を除きます、保険診療やそういったものを除いた個人負担の金額というのが、その未収金の中で5,920万円程度あります。これがまず個人負担の分ですので、割合からいうと、この未収金の中の9.9%ですか、そのくらいものを占めます。なお、この5,900万につきましても、この後5月の時点では、これらの金額、支払い等を行われまして、5月末現在3,900万程度、ですから、先ほどの一番最初の未収金の5億9,000からいうと6.5%程度の未収金となります。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第2号は、所管の委員会へ付託をいたします。

日程第5、議案第3号平成21年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第3号は、所管の委員会へ付託をいたします。

日程第6、議案第4号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第4号）の質疑を行います。なお、この質疑に入ります前に議案第4号について、執行部より詳細説明を求めます。福田総務部次長。

総務部次長（福田和司君） それでは、議案第4号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第4号）の詳細について御説明をさせていただきます。

背表紙が緑色の冊子を御覧いただきたいと思えます。

まず、歳出のほうから説明をさせていただきます。

ページの4 14ページ、15ページをお開きください。歳出でございますが、総務費・総務管理費・一般管理費におきまして、補正額975万9,000円を補正計上しております。これにつきましては、平成22年度7月の美祢市豪雨災害対応に係ります一般職員の職員時間外勤務手当として975万9,000円を計上いたしましたものでございます。

議長（秋山哲朗君） 田代地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（田代裕司君） 続きまして、その次、民生費でございます。地域福祉課関係の災害救助費につきまして御説明を申し上げます。歳出から御説明いたします。同ページを御覧ください。款民生費・項災害救助費・目災害救助費であります。節扶助費におきまして、合計1億3,341万円を計上いたしております。まず、上段の被災者更正援護扶助といたしまして、6,600万円計上いたしました。この扶助費の支給対象となる世帯は、自然災害が市全域において被災者生活支援法施行令第1条に定める規模に達しないため、その支援を受けられない被災者に対して、その生活の再建を支援し、生活の安定と速やかな復興を図ることを目的とした単独県費事業であります。

主な事業の内容を御説明いたします。まず、全壊世帯に対しましては、基礎支援金といたしまして100万円、合わせて建築購入された場合には、さらに加算支援金といたしまして200万円が追加され、合計300万円が支給をされます。

また、その全壊世帯の方が補修された場合には、基礎支援金は同じ額の100万円と加算支援金100万円が追加され、計200万円が支給をされます。

次に、半壊世帯でございますが、半壊世帯の方に対しましては、家屋の解体を条件に基礎支援金といたしまして100万円、合わせて建築購入された場合には、さらに加算支援金として200万円が追加され、計300万円が支給をされます。この予算につきましては、被災世帯数は全壊3世帯、半壊19世帯で計上をいたしております。

次に、下段の市単独扶助でありますけれども、被災者復興支援扶助といたしまして、6,741万円を計上させていただきました。この単独市費の扶助費につきましては、前段で御説明をいたしました単独県費事業の補完的な役割を持たせる事業でありまして、単独市費の事業であります。主な事業内容を御説明をいたします。

この事業は、住宅1棟につき、1回を限度といたしまして、対象経費の90%を支給することとしております。まず、全壊住宅には、住宅の建設、購入、また補修に要する経費といたしまして、補助事業費300万円を限度といたしまして、9割の270万円を支給いたします。半壊住宅の方に対しては、住宅の建設、購入または補修に要する経費といたしまして、補助事業費200万円を限度といたしまして、その9割の180万円を支給いたします。

また、床上浸水の方もいらっしゃいますが、床上浸水の被災者に対しましては、補助事業費30万円を限度といたしまして、9割の27万円を支給することとしております。

また、全壊、半壊の住宅の方で、解体のみという方がいらっしゃるかと思っておりますけれども、その方々に対しては100万円を限度といたしまして、9割の90万円を支給をすることとしております。

この単独市費の積算根拠となります被災戸数につきましては、全壊戸数が2戸、半壊戸数が19戸、床上浸水103戸で計上いたしております。

以上でございますけれども、それぞれ支援金交付に当たっては、市長に対して申請が必要ですが、被災世帯は市のほうで特定できますので、制度につきまして、あらかじめ直接御本人にお知らせをすることとしております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） 続きまして、4款衛生費でございます。保健衛生費・1目保健衛生総務費でございますが、職員手当として47万3,

000円を計上しております。このたびの災害では、約350トンもの災害ごみが発生しております。これらの災害に伴います廃棄物の処理に關しましての事務処理に相当時間外がとると思われます。その意味での職員の時間外勤務手当でございます。

続きまして、目4の環境衛生費でございますが、委託料41万6,000円を計上しております。これは、災害に遭われました家屋の便槽し尿汲み取り業務委託料でございます。前回補正予算の積算以降、片づけが徐々に進むにつれまして、汲み取りの要望が多く出てまいりましたところでございます。そうした汲み取り業務委託料の追加が必要となっております。

次に、同じページ、4款衛生費の2項清掃費でございます。2目の塵芥処理費でございますが、まず、需用費といたしまして84万2,000円を計上しております。これは、これから災害ごみを処理するときに、分別等をするために、2台の重機を使用することにしております。その燃料費といたしまして77万1,000円。そして、今あります市の所有の重機の一部修理が必要でございますので、そういう修繕料7万1,000円を計上しております。

次に、役務費でございますが、73万5,000円を計上しております。これは、災害で約200台のテレビ、冷蔵庫などの家電が廃棄されております。これらの処理には、家電リサイクル券の購入が必要でございます。200台分の家電リサイクル券の購入費でございます。

次に、委託料でございますが、2,103万2,000円を計上しております。現在、約350トンのも災害ごみが、最終処分場に仮置きしてございます。所管課といたしましては、最終処分場の延命化等を考えているところでございます。こうしたものをそのまま最終処分場に埋め立てるというのではなく、できるだけ外部での処分をしたいと考えているところでございます。

内訳は、処理の委託料といたしまして1,397万6,000円、運搬の委託料で4,410万円、作業の委託料として264万6,000円でございます。

次に、ページは416、417を御覧ください。使用料及び賃借料として、92万8,000円を計上しております。これは、災害ごみの分別等に使用します重機の1台の分の借上料でございます。

同じく、次の416ページ、417ページでございますけれども、衛生費第

3項水道費でございます。1目水道施設費、節拠出金として、水道事業会計等繰出金1,896万7,000円を計上しております。詳細は、後ほど関係課のほうから説明があるかと思えます。

以上でございます。

失礼をいたしました。4 14と15ページの委託料の関係ですけれども、処理の委託料が1,397万6,000円、運搬委託料が441万円、作業委託料が264万6,000円でございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 秋枝農林課長。

建設経済部農林課長（秋枝秀稔君） 続きまして、農林費でございます。御説明申し上げます。6款2項の治山事業費です。県単独の補助事業であります小規模治山事業費につきましては、測量設計委託料としまして10件分420万円、及び工事費といたしまして3,800万円の計上をしております。

工事費につきましては、本年度当初予算で1,880万円を計上しておりますので、合計5,680万円の事業費となります。

県からの事業割り当てといたしましては、11件を見込んでおるところでございます。ちなみに、事業費の内訳としましては、県が6分の3補助、市としましては、6分の1補助、受益者負担が6分の2となります。

続きまして、11款1項の農林施設災害復旧費についてでございます。まず、1の単独災害復旧費です。これは、市単独の災害復旧費でございます。001の現年発生災害復旧費につきましては、672万円の計上をしております。災害復旧業務委託料です。林道災害24件のうち、11件につきましては、カルスト森林組合の委託料として、次の段、災害復旧工事959万6,000円につきましては、林道災害24件のうち、13件の工事請負費となります。林道災害復旧につきましては、通常カルスト森林組合へ委託しておりますが、このたびの災害の件数が多く、森林組合だけでは、復旧が機材や労力の面で負担が大きいということで振り分けたものでございます。

次の原材料費168万円につきましては、林道、農道へのバラスなどの原材料を支給し、地元へ支給し復旧を図るものでございます。

次の小額災害復旧工事補助金1億5,964万円につきましては、国の災害復旧

事業にかからない事業費10万円以上、40万円未満の農地災害約200件、水路や農道などの施設災害約500件の災害復旧補助に係るものでございます。当初予算を36万円計上しており、合計で1億6,000万円となります。

続きまして、002の過年発生災害復旧費の小額災害復旧工事補助金でございます。4,876万円につきましては、昨年度発生した災害分でございます。農地災害約32件、水路や農道などの施設災害180件の災害復旧補助でございます。昨年の災害の件数が多く、本年度当初予算に見込み切れなかったため、今般補正予算に計上したものであります。

続きまして、次の418ページをお願いいたします。上段、補助災害復旧費です。001は職員の時間外手当となります。002は、本年6月、7月の豪雨災害に係る現年発生災害復旧費です。このたびの災害復旧費につきましては、災害対策室として、旧県保健所の建物を借りた関係で、事務所経費としまして、消耗品費を100万円計上しております。燃料費、印刷費、修繕料を各4万5,000円計上させていただきました。

次の資料等作成委託料1,750万円についてでございますが、今年度農業災害の農地約80件、施設約140件の補助率を上げていただくための国へ申請する増嵩申請業務を委託するものでございます。件数的には220件となりますが、災害箇所150メートル以内につきましては、1箇所としてのカウントとなるものでありまして、箇所数としては全体約700件以上というふうになります。

次の災害復旧工事費1億300万円ですが、今年度災害見込額13億円のうち、22年度の国の割り当て事業費を85%と見込んでおりまして、当初予算200万円を減じた金額となります。

ちなみに、農地、農業用施設の災害が先週8月25日に激甚災害に指定されましたが、歳入にあります受益者負担金につきましては、予算計上時は未確定のため、通常の災害での歳入見込みとなっております。

以上、農林関係の説明を終わらせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 矢田部建設課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） それでは、建設課から土木施設災害復旧費の説明をいたします。同じページの中ほどですけど、単独災害復旧費といたしまして、補正額1億1,030万円、その内訳といたしまして、隣のページですけど、

4 19、001 現年発生災害復旧費といたしまして、測量設計委託料、これは単独分とがけ崩れ対策のものなんですけど1,600万円、市事業の災害復旧工事といたしまして9,830万円、これは、同じく単災分の道路、河川、がけ崩れ対策分でございます。

その下の002 一般職員人件費でございますが、500万円、これは時間外勤務手当でございます。

2番目といたしまして、補助災害復旧費でございますが、補正額8億9,700万円でございますが、右側のページでございますが、001 一般職員人件費といたしまして、時間外手当1,000万円。その下、現年発生災害復旧費といたしまして、先ほど農林課長が申しました事務所、旧保健所に借りております経費といたしまして80万円。燃料費として20万円。設計委託料。これは、橋梁の調査、設計、河川等の設計委託料ですが、2,580万円。業務委託料として1,100万円。これは、災害査定及び今から工事を発注するわけなんですけど、件数が余りにも大きいので、山口県建設技術センターへ業務を委託をするものでございます。

一番下なんですけど、災害復旧工事といたしまして、補助債の災害復旧工事といたしまして8億4,920万円を計上しております。これは、現在被害額が1億4,000万円程度あるんですけど、その65%を見込んでおるものでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 金子教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（金子 彰君） 続きまして、4 20ページ、21ページをお開きいただければと思います。同じく災害復旧費でございますが、3項の教育施設災害復旧費・目の単独災害復旧費に工事請負費といたしまして59万円を計上させていただきます。これにつきましては、現年発生災害復旧費の災害復旧工事ということでございますが、7月15日の豪雨によりまして、秋芳北部総合運動公園の観覧席がございまして、その裏手にあります法面の一部が崩れまして、フェンスが12メートルにわたり基礎部分から横倒しの状態になったということでございます。これの復旧に要する経費といたしまして、工事請負費59万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） 続きまして、同じく4 20ページ、それから、4 21ページでございます。11款災害復旧費で4項その他公共施設災害復旧費でございます。単独災害復旧費といたしまして706万6,000円を計上しております。これは、このたびの豪雨によりまして、リサイクルセンターの周囲ののり面が延長約60メートル、高さ約2メートルにわたって土砂が流失するという被害を受けております。こうした法面等の復旧工事費といたしまして706万6,000円を計上しております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 伊藤建設部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 先ほど土木災害で矢田部課長のほうから報告がございましたが、若干4 19ページの一番下の災害復旧工事で8億4,920万ということで、現在の被害額が1億4,000万円と言ったと思いますが、14億の間違いですので、よろしくお願い申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 倉重財政課長。

総務部財政課長（倉重郁二君） それでは、続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

4 8、4 9ページをお開き願いたいと思います。

それでは、まず初めに今回の補正予算に係ります特定財源につきまして御説明を申し上げます。同ページの12款分担金及び負担金・1項分担金であります。各事業に係ります分担金といたしまして、合計で1億2,536万7,000円を計上いたしております。

続きまして、その下、14款国庫支出金・1項国庫負担金でございますが、土木施設災害復旧、また都市計画施設災害復旧費の国庫負担金といたしまして、5億4,769万2,000円を計上いたしております。

次のページをお開き願いたいと思います。同じく国庫支出金の2項国庫補助金であります。清掃費の補助金といたしまして、災害廃棄物処理事業といたしまして、災害ごみの処理経費に係ります補助金といたしまして、249万4,000円を計上させていただきます。

その下の15款県支出金・2項県補助金であります。右側のページの節の1社会福祉費補助金では、被災者生活再建支援事業といたしまして、事業費の2分の1の

補助3,300万円。2 林業費補助金といたしましては、小規模治山事業補助金といたしまして、2,110万円。農林施設災害復旧費補助金6億6,180万円。土木施設災害復旧費補助金は、がけ崩れ災害緊急対策事業でございますが、2,500万円の計上をいたしております。

続きまして、一番下になります。21款市債・1項市債でございます。節の1 農業施設災害復旧費3億4,210万円から、次のページをお願いいたします。節の4 衛生施設災害復旧債700万円までは、各災害復旧にかかります事業にあたりまして、市債を充当することといたしております。

なお、この市債につきましては、補助災害事業債につきましては、今年度の交付税参入率が95%、単独事業債につきましては、おおむね50%が今年度交付税で措置されることとなっております。

以上、特定財源の合計は、21億595万3,000円となっております。

続きまして、一般財源につきまして御説明を申し上げます。恐れ入りますが、48、49ページにお戻りいただきたいと思っております。

一番上でございます。9款地方特例交付金でございます。これにつきましては、交付金の交付額が確定いたしましたので、既定予算との差額分2,323万6,000円を計上いたしております。

続きまして、その下、10款地方交付税でございます。地方交付税といたしまして、普通交付税2,022万、特別交付税を2億円充当することといたしております。

続きまして、410、411ページをお開き願いたいと思っております。

下から2段目になりますが、18款繰入金でございます。今回の災害復旧等の財源といたしまして、財政調整基金を2億円取り崩し充当することといたしております。

続きまして、めくっていただきまして412、413ページでございます。市債の一番下になりますが、臨時財政対策債でございます。こちらにつきましても、発行可能額が確定いたしましたので、既定予算との差額分6,150万円を補正するものであります。

なお、この臨時財政対策債につきましては、今年度交付税で100%全額措置されるものであります。

以上で歳入の説明を終わります。

議長（秋山哲朗君） 説明が終わりました。

それでは、質疑はございませんか。岡山議員。

2番（岡山 隆君） 今回のこの第4号議案につきましては、平成22年度の美祿市一般会計補正予算ということで、第4号、これについては、即決処分ということで委員会付託はないということで、しっかりとこの場において審議して、しっかりとこの議案の中身については、質疑やっていきたいと思っております。それで、今回、ゲリラ豪雨によって、今回7月15日からのさまざまな洪水災害とか土砂災害、非常に発生して、本当に災害、この復旧費が土木と農林関係合わせて23億8,000万円、非常に今までかつてないこういった復旧災害費が補正予算としてついたということで、まさに今回のゲリラ豪雨がいかに大変なものであったかということが、この予算から見れば、補正予算から見れば見えてくるところであります。

そういったところで今回予算議決されたならばつくわけでありましてけれども、さまざまな面で土砂災害のさまざまな箇所がある。そして、治山事業においては、その補助金等、しっかりとこういった中から予算が盛り込まれているわけでありましてけれども、今年度予算が決定してついたならば、この工事というのは、この1年間で平成22年度内に大体行われるのかどうか。あれでもまた翌年度に繰り越すことがあるかどうか。その件と。

あと今回河川敷などの復旧で、従来と同じような予防策しかしていないと、また同じようなゲリラ豪雨があったときには、また同じことが起こってしまうということで、今回の河川敷の氾濫における、そういった何らかの形での改善策を施しているかどうか、この点についてお伺いしておきたいと。

もう一点、最後に、今回、扶助費として、被災者更生援護扶助とか、被災者復興支援扶助という形で非常に美祿市としても、こういった災害を受けられた方の配慮をされているということは非常に私は大事なことであると思っておりますけれども、特に今回床上浸水は100世帯に及んだということで、そういった方には2万円のお見舞金差し上げられたということでありますけれども、問題は、今回の激甚指定を受けるような形で、こういったお見舞金とか出ていますけれども、これが、激甚指定に至らないで、だけれども、床上浸水になったときには、こういった扶助費としての床上浸水になって、市全体では五、六世帯しかならなかったけれども、今後

同じような形で発生した場合には、床上浸水になった場合には、こういった扶助費の2万円とか、そういった扶助費が同様に行われるのかどうか、この点、3点についてお伺いいたしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 伊藤建設経済部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 岡山議員の御質問にお答えします。

農林災、土木災、いずれもあるわけですが、先ほどの議案説明で御説明しましたように、農林については、85%今回上程して、災害については3ヶ年の期間がございしますが、当然早期の復旧ということで、農林については85%、土木については、先ほど約14億円の被害があるということで、実は現在査定中でございます。その辺も含めまして、土木債については、今、大まか65%、金額的には65%になっておりますが、今後の査定の状況で、割合的には上がるという状態に考えてます。当然、本年全部復旧というのはなかなか難しいという状況もございします。来年、2ヶ年できちっとやりたいという思いが当然ございします。それと併せて、過年災、去年の災害も現在ありますので、その辺も含めながら、できるだけ3年以下、2年以内にやろうという考えでございします。

単独につきましては、当然今回たくさんあるわけですが、現年にできるだけの対応をしたいと思いながらも、先ほども農林の説明がございましたが、去年の災害の見積もりもなかなか難しかったということございしますので、その辺についても、2ヶ年ぐらいで対応したいというふうに考えております。

それと、今回のゲリラ的豪雨により、美祢も毎年あるかのような状況にあると。その中で予防策はどういうふうなことがあるかということで、そういう御質問でございましたが、当然、ゲリラを読み取ることもなかなかできないわけですが、県のほうにおいても、このゲリラ豪雨的な雨量を想定した河川的なものにはなっていない。河川の整備計画については、おおむね30年計画をしながら、途中見直しながらの長期的な整備計画になっております。その中で今回のゲリラ豪雨についても、新たにそれを視点に置いて検討してやるということで、すぐさまの全面的なあれにはならないと思われします。当然その中で、河川断面をわずかでも大きくするための浚渫等、それと、それ以外には、冠水するところが日常的に出るところについては、現在まだ検討中でございますが、その辺の踏まえた整備をすることで、できるだけ早期のという、局所的な対応については早期の対応を考えているところでございします。

川の本来の長期的なものについては、先ほど言いましたように、数年の計画を作
っての対応になるかと思えます。

以上、1、2点についての回答となります。

議長（秋山哲朗君） 山田市民福祉部長。

市民福祉部長（山田悦子君） それでは、見舞金につきましてですが、見舞金につ
きましては、全壊、それから半壊について規定において支給をすることになってお
ります。今回は、かつてない災害ということで、市長が特に認める場合というこ
とで、床上浸水について2万円の見舞金を支給しております。

今回、市単独で被災者復興支援扶助という形で、全壊、それから半壊、床上浸水
の方に90%を割合として支援金を支給することとしておりますが、それについま
しては、美祢市被災者復興支援金交付要綱というものを設けまして、平成22年
7月15日の豪雨災害に限り支給をするということになっております。

今後につきましては、災害の状況等加味いたしまして、また、財政状況も併せま
して検討するということとしております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 岡山議員。

2番（岡山 隆君） 大体今の説明で理解したんですけれども、特に土砂災害で自
宅の裏山が崩れて、そして、自宅が一部やぶれたと、そういった方が結構おられて、
そういった治山事業におけるそういった補助金を受けながら、そういった自宅の災
害復旧を行っていきたくと。そういった中に、だんだん被害が大きい順から、そう
いった事業を進められていって、中には自分のところも実際裏山崩れて非常に厳しい
状況、または台風とか、また大雨が降った場合には、今の状態であれば、また同じ
ようなことが起こってしまう。こういった要望も実際ありまして、自分とは、本
年度にはどうも入っていないような状況であるとか、そういったことを聞いたりす
るわけでありまして、2年をめぐりに今回そういった対応をしていくというこ
とでありますけれども、どうか一日も早く、2年計画とは思いますが、極力
行政のいろいろな事情等も能力等もありましようけれども、その辺をしっかりと勘
案しながら、そういった方もおられるということで、一刻も早いこういった治山事
業における事業を進めていただきたいと思っております。

それから、あと最後にもう一点、今回の扶助、こういった浸水のお見舞いについ

ては、今回市長の配慮で、こういった床上浸水が2万円ということであったんでありますけれども、その辺については、今後ともどうかその基準というのをしっかりともう少し明確にされて、今後の対応についても、今回はしたけど今回はしないとか、いろいろありますので、その辺の基準づくりについてはしっかりと取り決め等をしておいていただければいいのではないかと、そのように思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 御意見等はまた後ほど、今質疑ですから、質問だけにさせていただきますと思います。

河本議員。

10番（河本芳久君） 農林事業についてお尋ねします。

災害復旧費として13億5,000万余りが補正予算に計上されておりますが、本年のこの7月の災害に当たって、早急な復旧対策がなされ、農家の方も大変心強くしておるわけでございます。しかし、今11億余りの復旧工事を即着工するということと、それから、委託と設計をこれからやって工事に入る、そういうものを含めるとかなりの額になるだろうと。これは、今年ではなくて、3年間で、これから実施される。

質問の1点目は、激甚災害を指定された場合には、地元負担はないと思いますが、そういう地元負担の面から、どういうふうな対応をされて今後行かれるのか。特に農家の方ももう地元負担が多くなれば、各戸の農家割り当てに対して、もう復旧をせんでもええと。というのが、あと後継者があるかわからんから、もうそれだけの負担をしてまで、農地の復旧、また施設の復旧については、俺は協力しないぞと、こういう声もあるんです。そういう面で、安心してひとつ継続的な農業経営ができる基盤づくりのためには、こういう激甚を受けた場合には、地元負担はなりませんよとか、そういう一つの負担について1件お尋ねします。

それから、もう一つは、700箇所以上の災害箇所があると。これらは農地や施設ですが、例えば5,000万円以上のこの工事、今この本年度で工事に入る分はいいんですが、今から設計委託をし、そして、これからどのぐらいの工事費がかかっていくんだ。そうすると、それに対する農家の期待と同時に不安、そういうものを払拭するために、どのぐらいの箇所について、今、設計委託を出しておるんだと。そして、実際にどの箇所にどのぐらいの工事費でやると、主なものが提示できれば、

例えば1億円以上とか5,000万円以上とかいうふうな額で、そういう復旧の箇所が市民に提示されれば、大変安心するのではなかろうかと、そういう面から2件ほど農林業の災害復旧に係わってひとつ説明をお願いしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 齊藤建設経済部次長。

建設経済部次長（齊藤 寛君） 河本議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目は、激甚災害に指定された場合に、地元の負担はどうかという質問だったと思うんですが、これは、来年の2月ごろに、結論から言いますと、来年の2月ごろに決まると思われます。順序といたしまして、査定という行為がまず行われますが、9月、そして、美祢市の場合は10月いっぱい、毎週のごとく査定を受けることとなります。それで、先ほど申しました700箇所すべてを、今年度の10月までにすべてを受けるということとなりますので、すべての箇所について金額が決定するということとなります。

それで、今すべての箇所について調査をしております。ですから、すべての調査が終わって金額が確定すると、いよいよ地元で金額的にはこれぐらいですが、復旧してですか、してはしないですかというお尋ねをすることになるかと思えます。

参考に、昨年も激甚災に指定されましたけども、農地では、約93から94%は国庫の補助率でございました。施設におきましては、いずれの旧一市二町におきましても、95以上の補助率がありましたので、現時点では、補助率が先ほど言いましたように2月に決まるんですが、それぐらい、国庫補助率の残りを市と地元で分け合いますので、3%から4%程度という今言い方しかできませんけども、その程度ではないかというふうに考えております。

それから、2番目の質問もちょっと一部答えましたけども、金額がわかるのだろうかというお話ですが、700箇所すべて査定を受けるまでに必ず確定をしなければなりませんので、査定が10月ですから、9月もしくは10月ぐらいまでには、すべての箇所の復旧費が決まるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） 河本議員。

10番（河本芳久君） これはお願いですが、今のように激甚災害指定を受ければ、95%ぐらいの国庫補助を受ける。県や市が負担すれば、実際の受益者負担は2、3%になるかもわからないと。その辺のところについては、該当のいわゆる団体な

り、農家の方に周知はしておられるのかどうか。いわゆる安心をして、そして、よしそのような設計であれば取り組んでほしいと。やはりこれは総意が要るわけですね、関係住民の総意が。そういったきめ細かな対処の仕方をやはりお願いしたいと。この辺を今後2月までにこの査定を受けられるまでに十分地元との協議、しかも、不安を抱いておられる農家の方々に、安心して我々は復旧に当たっていくんだから、ひとつ頑張ってくださいと。そういう気持ちでひとつこれからの復旧作業に当たっていただきたい。これ要望でございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） この際、暫時午後1時まで休憩をしたいと思います。後ほどまた1時から質疑を行います。よろしく。

午前11時58分休憩

.....

午後1時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

その他質疑はございませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 先ほどの河本議員の質問に関連して、引き続き農林斉藤次長に直接質問をさせていただきます。この7月の豪雨災害にかかわって、昨日8月31日です。JA西厚保支所の2階の会議室で午後1時半から、県の職員の出席のもとに、平成22年7月豪雨による栗園地災害復旧事業説明会次第、このような説明会が行われて、その説明会に農林課の斉藤次長が出席をされていたということを知っているんですが、まず事実として間違いはないでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 斉藤建設経済部次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） 出席いたしました。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） ありがとうございます。そこで、少なくとも私は出席してなかったですね。ですから、又聞きの話になるので、不十分があれば訂正していただきたいし、意見をつけ沿っていただきたいと。ただし、出席者の方々の意見からすると、これが農地災害の復旧事業の概要、それにおける果樹園等における限度額の試算、さらには関連事業の概要について、それ等の説明と併せ、美祢市には、美祢市厚保栗生産振興事業補助金交付要綱、こういうものも定めているわけですね。

そうした中に、国の農地災害復旧事業についての説明、それから、改植事業、国県について、それから、稲や苗を植える、植樹について、これは美祢市の単独事業であると。

それぞれの説明がなされていく中に、それでは、地元の方々にじゃあ災害として今ちょうど栗はシーズンなんですね、今から。それから、御存知のように、厚保の栗は美祢の農産物加工所でもいろいろお菓子の材料としてつくられ、さらにその栗が於福の道の駅で販売されるといった点で非常に有名なんです、そうしたときに、最も大きな被害が出ているという地元の方々の説明が、これを一つずつ具体的にしていくと、ほとんど補助の対象にならないのではないかというこの説明と出席された方の意見。私自身がこの説明書を見ても、何となく非常に難しい規定があるので、補助の制限、いかにその補助をもらうことが難しいのかということがしっかり書かれている内容なんです。

そういうような認識を私自身が持っているんですが、次長のほうでいやそうじゃないと。それは、目いっぱい地元の方々、農家を守る、そういう意味で幅広く適用される事業で、国も県も市も、大体、皆、適切な援助が補償される方向にあるのかどうか、その辺の大きな食い違いがあるので、若干の説明をしていただきたいと思えます。

議長（秋山哲朗君） 齊藤建設経済部次長。

建設経済部次長（齊藤 寛君） 昨日の会議でございますが、国庫補助事業にのるための通常の災害ということで、今、午前中申し上げましたが、農地災害、施設災害ということで調査を進めております。その中の一つとして、農地災害のいわゆる畑の災害として採択できるものがあれば採択したいという心積もりで私たちは説明に参りました。

それで、結果的に、復旧する方法はありますが、非常に自己負担が伴う現場が多いございました。ですから、栗山に投資をするだけの、投資をして国の補助をもらって投資はできるんですが、自己負担が相当ありますよというところで、皆さんなかなかその投資がしにくいというような意見でございました。

ちょっとわかりにくいんですけど、国は、小さい畑の面積に経済効果の面で多大な投資と言いますか、補助をつけてくれません。ですから、小さい面積に多額の費用を要した場合は、限度額査定と言いまして、ある一定の金額までは補助対象にな

りますが、これを超えた分はすべて自己負担でしてくださいよということになりますので、どうしてもその小さい面積を守るために、多額の費用をつぎ込むことになるので、どうしてもそこに至らないというのが一つでございます。それが、ほとんど主でございましたし、もう一点畑の水平面が20度以下ということも結構大きな障害になっておりまして、これは、この災害復旧というのは、国全体から見たら、樹園地には向いてない国の農地災害の制度かなという気がいたしております。

ですから、制度としてはあるけども、樹園地としては取り組みにくい制度だと感じております。

議長（秋山哲朗君） 南口議員。

21番（南口彰夫君） ありがとうございます。大変わかりやすかった。

そこで、先ほどから補正でいろんな形で災害復旧と地元のいち早く市長の裁量で一律お見舞いと、見舞金も支給されています。

しかしながら、片や農家でわざわざ県が出てきて、国の災害復旧事業なり、改良事業など一生懸命説明されるが、実態として地元の実情になかなか適してないと。じゃあ、ここで災害を受けた方々が、じゃあどうすればいいのかという答えを恐らく模索というか、本当に悩んでおられるだろうと思います。

それと、片やもう一つ、実際に家屋の浸水も含めて、美祢市で普通住宅を持っていれば、私もそうなんですが、火災は想定するんですね。火事ですね。火事は一般的に一戸建ての家を持てばまず火事は心配して、当然保険に併せて加入はあるんですが、美祢市では地震とかというのは非常に保険の加入率も少ないと聞いてるんですね。まして、私たちの周りの住宅地もそうなんですが、振興住宅ですから新しくほとんど建てて、周りから入ってきた方々で、火事は想定しているが、このような、今度のような水害ということは余り想定していないんです。ほとんど美祢市で地震とかも含めて、水害ということが今までかつてあれほどのものを体験することはなかったと思うんです。

ところが、全壊と半壊という説明でいろんな形で制度的な援助をという設問をたくさんされたんですが、少なくとも、家屋が平屋だったら、もうそれこそ天井近くまで水浸しになっているんですね。畳はおろか、ふすま、障子、それから、電気製品、布団、衣類、その家の中に入っちょる物はほとんどだめになって、いち早く駆けつけていただいた他市からの、県からのボランティアも含めて、美祢市の職員、

それから、美祢市の青年会議所、JCなどのボランティアグループが大量に持ち出してきて、地元は非常に助かったと。

ところが、その後、この夏場をずっと迎えて、家の中の異様な匂い、異臭はまだ残っているんですね。しかしながら、ほとんどの家が全壊とか半壊の対象になっていないと聞いているんですね。だから、家が全壊するちゃあ全滅になるか、半分潰れるかという点で、このたびの災害に対して、行政が当然国や県に働きながら、道路も含めて、いろんなところを直していかなければならない。しかしながら、昨日の説明会でもあったように、今まで制度だけを幾ら説明しても、じゃあ、それで適用できるかといえ、それを何とかしようと思えば、もう多大な地元負担につながると。家はぐちゃぐちゃになっちゃう。まして、先祖伝来から受け継いできた農地や栗山を、今さらたくさんのお金をかけて、何とかしようという力は、個人のそれぞれの農家、または個人のその農業を営む方々にとっては、それこそ将来お先が真っ暗になるような思いではないかと思えます。

そうした点からいくなれば、当然、先日の臨時議会で、市長が概算で55億の約災害の被害ということで想定されて数字を出されていますが、そりゃあ、美祢市の単独の市税が約30億が、年々それだけでもこの不景気で、世界的な不景気の中で減収していると、観光事業も大きく後退をしているという中で、じゃあ災害復旧のために、災害支援のために、じゃあ何がどうできるのかといった点では、今後のすぐできる課題と併せながら、今後見直しをしていかなければならない条例、要綱等がたくさんあるのではないかと思いますし、また、市長の持っている幅広い裁量権をもっと幅広くしていくことも必要なんではないかと思えます。

昨日の説明会で、出席された方々はかなりの期待を持って参加されていたと思うんですね。ところが、先ほど斉藤次長の説明の中にあつたように、ほとんどそれを適用するのは厳しいという結果に終わっているわけですね。それを、そうした農家の方々も含めながら、今後地元の支援対策をやっぱり充実していくことが必要だろうと思いますので、最後に、その点の市長の御意見なり今後の方向を一言聞かせていただければと思います。よろしく。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 南口議員の御質問ですが、今、土石流等によって家が半壊、それから、床上浸水、全壊されたお宅の件と併せて、冒頭斉藤次長のほうにお答え

になりましたけど、栗農園の件を話されました。

私も今回の大災害を全所見まして、非常に悲惨であるということ。なおかつ、特に家屋、住居を全半壊、床上浸水を負われた方は、生活そのものの基盤を失われて、これからどうしていこうということが非常に厳しいなという思いにかられました。

今、国の制度、県の制度との絡みをおっしゃいましたけれども、住居にかかわる部分につきましては、国の制度で、やはり助成制度があるんですよね。この栗園のこととも話はつながりますけれども、それにつきましては、県の制度なんです、生活再建支援金ということで、全壊やら大規模半壊、それから半壊等につきましては、補助金を出しましょうという制度なんです、これ栗園とちょうど同じなんです。非常にお金をつくんですが、例えば、半壊になりましたと。それは、全部壊してしまって、建て替えたならその補助金を出しましょうという制度なんですよね。ですから、例えば、半壊を負われた方が、水浸かったものをお出しになって、そして、生活必需品をそろえられて、ふすま等入れかえられてお住みになろうとしたとき、その県の制度の助成金は、制度的にはあるけれども、それに適合しないということで、お金が給付されないということがあります。そのことを私はすぐその後、災害の後調べさせまして、確認できたもんですから、これではやはりいけないということで、今回せっかく即決議案でということを出してある、市の被災者復興支援補助金ということで6,741万お出しをしたということです。それから、全壊については300万円が限度、半壊につきましては200万円が限度、それから、床上浸水については30万円を限度として、9割補助でお出しをしようということです。これから生活を立て直していかれるにおいて、どうしても必要な事業だろうということで、これを制度的につくりまして、今回提案をさせていただいたということです。

今の総体的なことをおっしゃいましたね。ですから、農園等から含めましてどうだろうかというお話だろうと思います。今回、今、生活拠点となるものについて私は市の独自の私は政策的なものとしてやらせていただきましたけれども、これがもっと広い意味でどうだろうかというお尋ねだろうと思います。

南口議員も今、触れられましたけれども、非常に市の財政状況厳しいんですよね。今回の市独自の私の政策的なことをやったことについても、非常に財政サイドと詰めていきました。今回の予算を見ていただいたらわかるように、この即決議案につきましては、2億円の財政調整基金、美祢市が持つておるお金を貯めておる基金を

取り崩すという形で対応しておるような形です。

ですから、その辺の財政基盤等、十分に考慮をしながら、その辺についても考えていきたいというふうに考えております。

というのが、市全体の財政を壊してしまいましたら、もう補助とかいうことのレベルの話じゃなくなりますので、税金を上げざるを得ないという状況に立ち至ったら、これは市長としての市政運営能力を問われますし、市民の方に大変不幸な目に遭わせますから、市が財政的に破綻をしないということを大前提に全体のことも、災害に対しては対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） 今の南口議員の質疑なんですが、市長の答弁に関連するような気がちょっといたします。4 14、15ページの先ほど説明がございました災害救助費の分です。県の単独、あるいは市の単独分で、要するに全壊、半壊等については、床上浸水等についてそれぞれ補助しますよと、こういうことです。

それで、御覧になったかどうかはわからないんですが、きょうのこれ中国新聞なんですが、先ほど見ておまして、国の制度で政府が災害者生活再建支援法を一部見直して、今までの要件を緩和したということです。ここには、呉、美祢市へ適用というふうな、されるんじゃないかというふうな書き方がしてあります。

今、市長が言われたように、これ限度額が300万というふうに書いてあるんですが、市長、今言われるように、国の制度があったとして、解体をして立て直さないと出ないよというふうな制度なのか、それともそうじゃないのかということと。もう一つは、これそれぞれ単独の事業なんですが、救助事業なんですが、例えば、老婆心ながらですが、国の制度が適用されたら、今から採決があるわけですが、市が出さないよとかって、同程度の額なんですよね、みんな、というようなことがひょっとしたらあるのか、いや、そういうことはない、重複して支援をしますよというふうなことなのか、ちょっと御存知かどうかわかりませんが、きょうの山口新聞に書いてあります。もし何でしたらお渡ししますけども、その辺のことをお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 安富議員の御質問ですが、大変申しわけない、私、大概新聞

よく読むんですが、6種ぐらい読むようにしてありますが、きょうはちょっと議会有りまして、朝からちょっとそのほうに対応追われてましたから、よく読んでないんですよ。それ見ておりません、申しわけないんですが。ただ、今の私が先ほど南口議員の御質問に答えて申し上げた生活支援の補助金です、県の制度のほうです。これは、結局、災害救助法が国の制度による、今回の7月豪雨によって、山陽小野田市が指定をされたわけですから、県内で。美祢市は、それに勝るほどの被害があったにもかかわらず、山陽小野田市が適用されたということで、生活支援の、国の制度による生活支援、全壊とか半壊による、これは山陽小野田市は受けられます。美祢市については、これを受けていないけれども、しかしながら、同程度であるということで、県内1箇所でも、国の災害救助法による指定を受けた地域があると、それと同等の被害を受けたところについては、その国の生活支援の、言葉はちょっと違うかもしれませんが、生活支援のための補助金と同じ補助制度を県が適用するというものについてのことを先ほどお話したものです。

ですから、今回、国がこういうふうなゲリラ豪雨が全国的に多発をしておるということで、国が制度そのものを若干修正をかけてきて、適用範囲を広げるということですから、その中に今回美祢市が入るであろうということで、これが9月3日に恐らく交付されるだろうと思いますけれども、その中に入ってきたとしますね、仮に入ったとします。入ったにしても、先ほど申し上げたように、国の制度に準じて県がやっておる制度があります。それと全く同じものが国の制度として適用されたということですから、県の制度は国の制度に全く同条件にふりかわるということだけであって、それについてはもう何ら被災を受けられた方にとってはかわりはないということですから、結果として。

それと、もう一点、最後にお伺いになった分ですね。例えば、家を建て替えますよと、半壊以上になられて建てかえるから、県の制度であれ、国の制度であれ300万円を限度として補助金が出ますよ。じゃあ、私は今回政策的に設定をいたしましたその全壊の方が国の制度にのっておるから、じゃあ、市の制度は適用しないのかということをおっしゃったんだろうと思いますけど、それはいたしません。それほどひどい状況でございますので、しかしながら、先ほど申し上げたように、建て替えるということは非常に大きなお金がかかります。ですから、半壊以上の方が建て替えずに、できれば中をどうにかいらって、生活再建に持っていこうとして

考えておる方がほとんどでいらっしゃいますので、恐らく県にしる、国の制度のお金が出るということはなしに、市単独の補助金だけで賄っていただくような形になるのかというふうに私は想定をしております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 安富議員。

22番（安富法明君） よくわかりました。ですから、再度確認をしますが、新聞にこういうふうに大きく出て、国が制度を一部緩和する方向で見直して、人口5万人以下の町で2戸以上というんですよね、全壊が。それぐらいにしたから美祢市がかかるといった、これ見た限りでは、被災者の中で一部これが救済していただけるんじゃないかと、この制度でというふうに思われる方あったんじゃないかと思うわけですが、そういうことは現状ないということですね。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） その件ですが、休憩前に山田部長が申し上げたように、被災を受けられた方というのは我々すべて把握しております。どこのどなたが被災を受けられたかということ把握してますんで、その個別個別にその制度については一応御説明をさせていただいてます。

今後また市独自の補助金の制度、今回議決をちょうだいできれば執行できますので、その都度、対象者の方には丁寧に御説明を申し上げようというふうに考えております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 萬代議員。

5番（萬代泰生君） ようやく名前を言うていただきまして、ありがとうございます。先ほどから出ております補助の制度のことについて、まずちょっと、私、あした一般質問をする予定にしておるんですけれども、これが、7月15日大雨災害により被災された皆様へということで、私どもの地域で回覧されたものです。県の制度です。それから、今、安富議員さんがいろいろとお尋ねになっておられますが、これが国の制度として、これ私どもの地域に回覧されたものです。それから、相談窓口がどこにありますから、そこへ相談してくださいというふうな形で回ってきております。

それから、これは、先立って、美祢市の相談窓口に参加して、この被災者支援

制度一覧表というものももらいました。これとは別に今回この災害復興支援扶助、それから、被災者更生援護扶助ということで、市が単独でつくられるということでございますが、当然この内容につきましては、交付要綱等は検討されておられると思いますので、これは予算が通過した後で結構ですから、やはり地元におる一市議会議員として、ある程度詳細な中身を知っておきたいということもありまして、要綱等ができましたら、それをいただきたいというふうに思っております。1点目はそれです。

それから、2点目は、農林費の中で小規模治山事業というのが上げられております。この小規模治山事業につきましては、毎年この家の裏山が崩壊して、その土砂をのけた後、じゃあその裏山をどういうふうに整備をして危険を排除しよう。次の災害を起こさないための設備をするための事業費というふうに私は思っております。

今回3,800万の工事費が組まれておりますけれども、昨年もかなりの件数でこの要望が出されておったと思いますが、今回予算化してあるこの事業費につきましては、過年の要望なのか、現年の要望なのか、件数的には先ほどの説明の中では10件あるというふうに聞いておりますが、全体的に要望がどの程度出されておって、そのうち今回この10件を予算化をするということだと思っておりますが、現年なのか過年なのか、全体的には何件ぐらいこの該当があると把握しておられるのか、その点をお伺いしたいというふうに思います。

それから、3点目に、土木災害復旧費についてでございますけれども、418に説明がしてありますが、単独災害復旧費の中で県支出金が2,500万、分担金が100万円というふうに書いてありまして、これについての説明が、がけ崩れ災害緊急対策事業分担金というふうに上がっております。分担金ということになりますと、当然これは、個人が負担するお金になるんだろうと思うんですけれども、この100万円の分担金に該当する事業が、何件あるのか、それをお尋ねしたいというふうに思います。県の支出金と分担金が伴う事業、それが全体では9,830万の災害工事ということで先ほど説明がありましたけれども、このうちどれだけの事業費を伴って何件該当するものなのかという辺をちょっと詳しく説明していただきたいと思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） まず、1点目に言われた市独自の災害救助の支援金のことで、実は、今言われた交付要綱ですね、当然のごとく公金を支出いたしますので、そのもとになります補助金の交付要綱を設定する必要があります。昨日、原課より、私の指示に基づきまして、補助金交付要綱の決裁文が上がってきましたから精査をいたしまして決裁を済ませております。これについては、きょう御議決を賜れば、7月15日から適用して、議決後に施行するという事を考えておりますので、御了解をお願いいたします。

それから、今、土木とそれから、農林につきましては、それぞれの原課の担当部課署から答えさせます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 斉藤次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） 萬代議員の2点目でございますが、小規模治山事業の昨年からことしにかけての全体像はという御質問だったと思いますが、昨年も7月21日だったと思うんですが、集中豪雨がありまして、小規模治山と言いますか、裏山崩壊の土砂取り除きが約30件弱、20数件でございましたが、泥を取り除く工事を行いました。その後、小規模治山事業を行ってですかというお話をしたところ、約15件程度の方が手を挙げられて取り組みたいというお話でした。それで、昨年の補正予算のときに、10件ほど県にお願いするということで予算化いたしました。ところが、現実に予算化されたのは1件という状況でございました。それで、その1件につきましては、21年度中に復旧いたしました。それで、まだ10数件残っておるんですが、そういう状態でございます。

そして、ことしが、裏山崩壊が約100件の土砂取り除きを行いまして、その後小規模治山事業に対応するかどうかという問い合わせをしたところ、約30件程度の方が手を挙げられて何とか裏山を守りたいというような状況でございます。

約と申しますのは、測量して大体の金額を言ってもらわないとなかなか判断できないというような方もおられますので、約という表現をさせていただいております。

それで、このたび、ことしの当初何月ごろだったかな、1件ほどまた当初ついておりました。実は7件、去年の1件とことし7件で当初予算に県のほうにお願いをしておりましたが、とりあえず1件ということでございました。

それで、このたび7月にありましたので、これではいけないということで、急遽プラス10件で11件を今お願いしているところでございますが、また、どの程度もらえるかというのはまだちょっとはっきりいたしません、とにかく市としても、これは大変困っておられるので、ぜひ予算をつけてくださいという方向で考えておるところでございます。

議長（秋山哲朗君） 矢田部課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） この事業は、美祢市が事業主体となって、県が2分の1補助するものでございます。それで、あと受益者が2%の負担、あとは市が48%ですけど、負担するものでございまして、その要件といたしまして、がけ地で5メートル以上、傾斜度が30度で、保全する人家が2戸以上ありまして、その後ろのがけが崩れることによって人命に影響を及ぼすところについてやる事業でございます。7月15日に災害が起きまして、その案件が市内四、五箇所ありまして、その翌々日に県の担当者来ていただきまして、現地も見ていただきまして、市内2箇所、東厚保町と豊田前町の2箇所、今該当で5,000万円の費用が今事業化しております。その中の県の負担金が、先ほど言いましたけど2,500万、そして、市があと2,400万と受益者2%ということで、急傾斜ということで100万円ほど計上しております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 萬代議員。

5番（萬代泰生君） 大体内容についてはよくわかりましたが、特に、農林費のこの小規模治山事業というこの事業は、以前から非常になかなか県も予算をくれないということで、災害に遭われた方が要望されることに十分な対応がこれまでもできてないのが現状じゃないかというふうに思いますので、この点について、村田市長に、やはり美祢市のこういった住居の存在する状況というのは、この都市部を除いては大半が裏山を抱えた状態で家が建っているというふうなことで、今後も、やはりこういう豪雨災害が起こってくれば、さらにさらにまたこのような状況が発生するんじゃないかと思うので、今後、県のほうに小規模治山事業についての予算確保で御尽力をいただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

それから、土木災害復旧費、先ほどのがけ崩れ災害緊急対策事業でございますが、

これは今まで対象戸数が5戸以上なければ対象にならないということで、これまで余り聞いたことがない言葉でございますけれども、ことしからですか、2戸以上になったというのは。それはいいんです。あとで結構ですが。これらの、要するに家の後ろのがけ、これの修復のための予算確保につきまして、今後も御尽力をいただきたいということをお願いして質問を終わります。

議長（秋山哲朗君） 矢田部課長。

建設経済部建設課長（矢田部繁範君） 以前までは急傾斜地で保全する事業が、対象戸数5戸ということで事業を進めておったんですけども、今回被災を受けまして、県のほうから問い合わせ等もありまして、翌々日に現地行きてましてこういう事業があるということで事業を進めていったわけでございます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 萬代議員。

5番（萬代泰生君） 今のような答弁だったら、じゃあ、今後そういうふうになるのかならないのかわかんないということで、今後こういうふうな対応をしてもらえるんですかっていうのを聞いた。

議長（秋山哲朗君） 伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） ちょっと課長のほうの説明がちょっとあれでしたので、ちょっと補足したいと思います。そもそも国交省事業で急傾斜地崩壊対策事業と大きいことがあります。基本に国交省がやる場合は通常ということで、要望のほうを主にしておりました。そして、今までも、災害関連緊急事業ということで、災害後にやる事業ございました。しかしながら、先ほど説明したように、今回のがけ崩れ緊急対策事業というのは前からございましたし、県の50%ということが、農林の小規模についても、同じように50%なんですけど、要件が違うのが被害額の要件と角度、高さ、それと完全に2戸以上いるということが要件の違いがあるわけですが、基本的に同じ農政と国交省で同じ事業という感じがするわけですが、国交省のほうの急傾斜の災害管理については、大半もう採択がなかったというのが実情でございました。今回、この4月をもって合併後に負担の関係を一律に事業費の2%をしたということで、当然前からあった事業ではございますが、県のほうでその採択がほとんどされなかったのが実情であったと。今回、似たような事業で小規模治山と似たような事業ではございますが、若干の要件の縛りはありますが、今もなか

なか採択が難しい状況が現実です。しかしながら、今回、先ほど県のほうからもそれなりの動きがございまして、力強くお願いしたところ、何とか採択に至ったというのが経緯でございます。過去からあった制度じゃございます。負担の関係がこの4月から変わったのは事実でございますが。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。河村議員。

19番（河村 淳君） 質問が長いから、はあやめたほうがええと思うんじやが、要はこのたびはこれで即決ということだから、ちょっと聞いてみたいんじやが、災害の件で、このたびあくまでも補正予算はあくまでもこれは査定が済んじょらんのじゃから、査定が済んだ暁には正確な金額がこれ出てくるんじやろうが、そのときまた予算は変わってくると思うんじやが、それはそれでええんじやが、要は、災害が受けたときに、災害のもうはあそこのけんにやどうもならんと。農業施設にしる、査定が済むまではちょっとあんまりいろうてくれんなよというところもある。それは、現地を結局写真等の認定をして、それで済まん問題もあるようなんじやが。この辺について、市のほうとしては、どの程度までは応急処置が認めて査定が受けられるか、その辺がわかれば言ってください。

議長（秋山哲朗君） 伊藤部長。

建設経済部長（伊藤康文君） 河村議員の御質問にお答えします。

当然、災害が起きまして、応急が必要な事業が大半でございました。それで、軽微な応急については単独で対応している次第でございます。それと、応急工事がかなりの金額がかかると、そういうものについては、災害査定前に前応と言いまして、このたび30日からの査定にも、その工法で上げておりますが、さきに工事をしてしましまして、その応急も全部入れまして、その後査定を受けるということで、若干当初こちらが目論んだ金額が見られない場合がございますが、前応という対応で、公共災害に持っていつております。土木災害については、そういう流れでございますが。

議長（秋山哲朗君） 齊藤次長。

建設経済部次長（齊藤 寛君） 農林関係もやはり緊急にのけなければならない工事、例えば、用水路が詰まったとか、農道が通れなくなったとかというような場合には、刈り取り時まで、もしくはその水が要る時期までに通さなくてはならないという

工事で、では、どこまでを基準にして仮応急するかしないかという問題が残るんですが、これは、やはり市の職員が行って、広域な面積がかかって、それが枯れるということになるようでしたら、それはのけさせていただいております。

ただ、農地に土砂が流入して1件の方が被害を受けた場合には、そこまでは行っていませんが、主に用水路と、それから農道、これを重点的に行っております。ですから、基準というのは、何戸以上あったら応急でのけるよとかというところまでは設けておりません。

議長（秋山哲朗君） 河村議員。

19番（河村 淳君） 大体わかりました。要は、応急にしがら等を組んで、とりあえず今二次災害が起きないように、受益者の方が出て、総動員にしてやってところもある。そういうのを結局査定の中に、費用で査定官が見てくるかくれんかというのはこれは微妙ですが。その辺を地元で復旧、ちょっと泥をのけるだけじゃなしに、二次災害が起きないように手当をしよう、応急手当をしようというように、水路なんか特に水がこんののけただけでまた崩れたら、雨が降ったらまた崩れると。こうなると大変弱ったところが、我々のところもあった。この辺について、結局担当課としては、どこまでをやから認めるかという。

以上。

議長（秋山哲朗君） 斉藤次長。

建設経済部次長（斉藤 寛君） 今のしらが程度を地元の方が行ったということで、これが本災のほうに係るどうかというものでございますが、ちょっとこれケース・バイ・ケースだと思うんですが、我々もその県の指示を受けてやったものであれば、必ず査定に反映されると思うんですが、市と地元との協議がなされないまま、部分的にやられた分については、100%認められるかどうかというのは、現時点では申し上げられないというふうに思っております。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第4号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第5号平成22年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第5号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第8、議案第6号平成22年度美祢市老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第6号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第9、議案第7号平成22年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第7号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第10、議案第8号平成22年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。なお、質疑に入ります前に、議案第8号について、執行部より詳細説明を求めます。中村上下水道事業局長。

上下水道事業局長（中村弥壽男君） それでは、美祢市水道事業会計補正予算（第

1号)の説明を行わせていただきます。

黒い背表紙でございます。黒い背表紙2冊ございますが、薄いほうでございます。補正予算書(第1号)を御準備いただきたいと思っております。それでは、補正の内容について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算の提出の概要につきましては、先ほどの市長からの提案説明と重複いたしますが、7月15日の豪雨災害によりまして被害を受けました水道施設の災害復旧に要する経費、そして、厚狭川の増水によりまして冠水をいたしました上水道祖父ヶ瀬ポンプ場、及び厚保簡易水道のポンプ所の浸水被害対策に係る費用の補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書1ページをお開きをいただきたいと思っております。まず、第2条の収益的収入及び支出でございます。収入といたしまして、総額1,896万7,000円、そして、支出といたしまして総額2,122万円の補正をお願いをするものでございます。

恐れ入ります。4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。詳細について御説明を申し上げたいと思っております。まず、4ページの収入の補正でございます。このたびの補正につきましては、被災を受けました水道施設の復旧等に要する費用の財源に充当するため、上水道事業収益、簡易水道事業収益とも、営業外収益の一般会計繰入金として、総額1,896万7,000円をお願いをするものでございます。上水道、簡易水道それぞれにつきましては、記載のとおりでございます。

この繰入金につきましては、市長の提案説明でも説明がされましたが、自然災害の不可抗力により不時の被害を受けた場合の復旧財源を料金原価に織り込むことは不適當という理念に基づきまして、復旧等に要する費用の財源として一般会計から繰入金をお願いをするものでございます。

なお、この繰入金の額につきましては、後ほど支出のほうで御説明を申し上げますが、支出総額から、上水道事業費の特別損失72万3,000円、そして、簡易水道事業費の特別損失1,530万円を除きました1,896万7,000円をお願いをするものでございます。

次に5ページを御覧をいただきたいと思っております。支出でございます。款の1上水道事業費・項の1営業費用・目の1原水及び上水費でございます。まず、手数料でございますが、断水に伴います水質検査といたしまして18万円を計上いたしてお

ります。上水道厚保ポンプ所等の水質を検査をした費用でございます。

次の賃借料でございますが、給水活動を行うに当たりまして、給水タンクを積載する車両の借上料が主なものでございます。

次に、修繕料643万9,000円でございますが、上水道ポンプ場の取水モーターの修理ほか、市の事ポンプ所、白岩ポンプ所、荒川ポンプ所、入見、内川、丸山のポンプ所等で、送水ポンプ等々不具合を生じまして、これの点検、調整の費用を計上したところでございます。

続きまして、配水及び給水費でございます。まず、手当でございますが、46万円につきましては、給水活動、災害対応に伴います職員の時間外勤務手当でございます。

次の修繕費286万円につきまして、白岩ポンプ所等の制御盤の修理、それから、荒川地区におきまして、市道崩落によりまして、市道に埋設しておりました配水管が断裂をいたしました。これの修理費として計上いたしております。

次の委託料でございます。この委託料につきましては、配水管洗管業務委託ということで記載をしておりますが、給水を再開するときのバルブの調整、そして、給水開始後、水道管の流速等の変化によりまして、若干の濁りが生じておりますが、この濁り水の除去等、市水道の配水管等々の系統を熟知しております業者に一部委託をして実施した費用でございます。

次の総係費でございます。手当でございますが、職員の時間外勤務手当でございます。

次に、項の2 営業外費用でございます。雑支出として100万円を計上いたしております。他市からの応援費用という形で記載をしておりますが、給水活動を行うに当たりまして、長門市、萩市、山口市から応援をいただいております。この3市の応援をいただいた職員の方の人件費を概算で計上させていただいております。

項の3 特別損失・目の2 臨時損失でございますが、市の事ポンプ所の取水ポンプ制御盤除却による除却損としております。修理不能によりまして、取りかえを行うために、既存の施設を簿価により除却するものでございます。

次に、款の2 簡易水道事業費・項の1 営業費用・目の1 営業費用でございます。手当につきましては、時間外勤務手当でございます。職員の災害対応、給水活動の時間外でございます。

次の修繕費でございます。厚保ポンプ所モーター修理ほか、そして、四郎ヶ原ポンプ所モーター修理ほかというふうに記載しております。厚保ポンプ所モーター修理ほかにつきましては、上野、それから、川東簡水、これの送水ポンプ等の修理を行っております。

四郎ヶ原ポンプ所モーター修理ほかでございますが、四郎ヶ原のポンプ所に連絡をする道路、これにつきましては、連絡道が被災を受けております。この修理、それから、一部配水管、城原小学校入り口の配水管等も被災を受けております。この復旧経費等でございます。

次に、項の3特別損失でございます。153万計上いたしておりますが、厚保ポンプ所におきまして、浸水により被害を受けておりますが、テレメータ装置、遠隔装置でございますが、それと、ポンプ制御盤、これが使用不能となりまして、除却損として153万計上しているものでございます。

以上、総額2,122万円の補正をお願いをするものでございます。

恐れ入ります。11ページをお開きをいただきたいと思っております。

9ページからこの補正に伴います予定損益計算書を掲載をしておりますが、11ページの下から3段目でございます。この補正によります当年度純損失が205万8,000円となる見込みでございます。

恐れ入ります。2ページのほうへお戻りをいただきたいと思っております。

次に、第3条、資本的収入及び支出でございます。このたびの補正につきましては、支出のみの補正を行っております。総額4,047万1,000円の補正をお願いするものでございます。この支出に要する財源につきましては、3条本文に記載をしておりますが、内部留保資金でございますが過年度分損益勘定留保資金、そして、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額で補てんすることとしております。

恐れ入ります。6ページをお願いをしたいと思っております。

こちらのほうに、資本的収支の支出について記載をしているところでございます。補正内容といたしましては、目の1上水道配水設備改良費の委託料として3,000万円を計上いたしております。この委託料につきましては、上水道祖父ヶ瀬のポンプ場、そして、厚保簡易水道のポンプ所、これが厚狭川の増水によりまして冠水いたし浸水被害を受けたところでございますが、このたびの災害を契機とし、こ

の浸水被害をどのように防ぐか、その浸水対策といたしまして、その工法等の調査いたしまして、その工法決定後その設計業務、それから、民間移行業務、それから用地測量等々の委託をお願いをする概算の経費でございます。

次に、工事請負費でございます。333万1,000円でございますが、市の事ポンプ所取水ポンプ制御盤取替工事費でございます。先ほど収益的収支の支出のほうで除却損について御説明申し上げましたが、その施設を取り替える費用でございます。

次に、目の2簡易水道配水施設整備改良費の工事請負費でございます。714万円でございます。この工事請負費につきましては、厚保ポンプ所テレメータ装置の取替工事、それから、同じく厚保ポンプ所のポンプ制御盤の取替工事に要する費用でございます。これにつきましても、先ほどの収益的支出のほうで御説明を申し上げました、除却損として取り替える設備の費用ということでございます。

恐れ入ります。たびたび申しわけございませんが、2ページのほうへお戻りいただきたいと思っております。

中段でございますが、第4条といたしまして、議会の議決を経なければ流用することのできない経費ということで定めております。このたびの職員給与費でございます、時間外勤務手当、総額214万7,000円を追加しまして、4,954万1,000円とするものでございます。

そして、第5条に他会計からの補助金として定めております。このたび、一般会計から補助を受ける1,896万7,000円を追加をいたしまして、1億3,538万1,000円に改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（秋山哲朗君） 説明が終わりました。

それでは、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決しました。

これより、議案第 8 号の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第 8 号を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時 2 時 2 0 分まで休憩をいたしたいと思います。

午後 2 時 0 2 分休憩

.....

午後 2 時 2 0 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 1 1、議案第 9 号美祢市国民健康保険条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 9 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 1 2、議案第 1 0 号美祢市道の駅みとうの設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 1 0 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第 1 3、議案第 1 1 号美祢市美東都市と農村交流の館の設置及び管理に関する条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第 1 1 号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第14、議案第12号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第12号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第15、議案第13号美祢市過疎地域自立促進計画の策定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第13号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第16、議案第14号市道路線の認定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第14号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第17、議案第15号市道路線の変更についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第15号は、所管の委員会へ付託いたします。

日程第18、議案第16号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議案第16号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより議案第16号を採決いたします。本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第19、請願、1件を議題といたします。

本件に関しまして、会議規則第37条第1項の規定により、紹介議員から請願趣旨の説明を求めます。西岡晃議員。

〔西岡 晃君 登壇〕

11番（西岡 晃君） それでは、市道編入の請願書につきまして、請願理由を申し上げます。

このたびの請願道路は、古烏帽子農道で別紙添付しております農道でございます。昭和53年集会所建築に当たり、旧赤線道を車道にすることに話が進んでおりましたが、そのうち平成元年3月に基盤整備が完成し、その農道である赤線道の車道工事は中止となり、現在に至りました。農道といって通行止めにすることもできず、今は通れる車は皆通っているのが現状でございます。

また、南側道路を迂回すると四、五倍近く遠くなり、今度の申請道路は古烏帽子嶽間の主要道路であるということから、市道編入の請願をするものでございます。

請願者は、豊田前町10区藤永芳史、関係者、重村繁満、富田悦登、紹介議員西岡晃でございます。

なお、本件請願は6月下旬より準備を進めてまいりましたが、7月15日の災害により、農道の一部が破損されました。そのため、8月2日に提出した本請願であります。農道災害復旧後の市道編入を前提に請願いたすものです。何とぞ御理解の上、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

〔西岡 晃君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて、請願趣旨の説明を終わります。

これより請願の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております請願は所管の委員会へ付託いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れでございました。

なお、議員の皆さんは2時40分から議員全員協議会を開催いたしますので、第1、第2会議室へお集まりをいただきますようお願いいたします。

協議事項は、議会報告、その他であります。

午後2時25分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成22年9月1日

美祢市議会議長 秋山哲朗

会議録署名議員 岩本明央

” 下井克己